第25回 住宅·土地TF議事概要

日 時 : 平成19年10月31日(水) 15:30~16:30

会 場 : 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

議 題 :金融庁からのヒアリング

地震保険制度の在り方について

出席者 : 規制改革会議

福井主査、浅見専門委員

金融庁

監督局保険課保険商品室 室長 馬場 健 氏 監督局保険課 保険計理官 中林 慎治 氏

福井主査 お忙しいところありがとうございました。

それでは、地震保険について、金融庁からお話を伺うということで、冒頭 10 分か 15 分くらいお話をいただいて、その後質疑応答ということでよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

馬場室長 私ども金融庁が地震保険制度にどう絡んでいるかという、まず概括的なおさらいを御説明した上で、御質問であるところの料率の関係の根拠、我々がどうそれに関与して、判断しているのかということの説明をさせていただきます。

御承知のとおり、地震保険と言いましても、政府の再保険を構築する法律である地震保険に関する法律、この法律は保険会社が負います地震保険の責任を政府が再保険するということによって、そもそもの目的が地震保険そのもの全体としての普及を図ることをもって、地震等によって被災した者の生活の安定に寄与すると、大目的がそういうスキームになっております。

そこの保険の料率について法令上どうなっているのかというと、政府の再保険にかかる 地震保険契約の保険料率は収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければなら ない。まさに地震保険の普及を図っていく。被災した者の生活をカバーするという意味合 いの趣旨が料率そのものの在り方についての地震保険に関する法律の規律がある。これが 財務省所管の法律である再保険を前提とするものでございます。

その前提にあって、損害保険料率算出団体に関する法律の中で、現状損害保険料率算出機構が、基準料率で算出できるものとして、冒頭申しました地震保険に関する法律というものの規定に基づく地震保険の基準となる料率を算出することができるという形になっておりまして、その料率団体の算出した基準料率を、金融庁に届出なければならないということでございまして、その届出に対して適合性を審査するというスキームになっている。そこの法令上の前提となる基準料率は3つの大きなプリンシプルベースのチェックの柱として、法律上、合理的という基準と妥当であるという基準と、3つ目に不当に差別的なも

のであってはならないという基準があります。

そうした体系の中で料率算出団体のつくりました料率を金融庁が関与しているというのか大きな建て付けでございます。

その中で、そもそも料率の算出根拠がどうなっているのかという点について、お手元にお配りしている A 4 の横紙をもちまして、私どもの計理官の方から御質問の料率の算定の根拠について御説明させていただきたいと思います。

中林保険計理官 それでは、私の方から「地震保険純保険料率の算出フロー」と題しま したペーパーに沿って説明させていただきたいと思います。

地震保険の保険料率につきましては、実際、想定される損害、予想支払保険金の額をシミュレーションに基づいて算出して、どれくらいの保険料が必要なのかを計算しております。 算出に当たって検討する要素としまして、ちょうどこのペーパーの真ん中辺りになりますが、「流失率(津波)の計算」「損壊率(壊れ)の計算」「焼失率(焼け)の計算」と、この3つの要素に基づいて予想支払保険金の額を算出することにしております。

この3つの要素というのをどのように出しているのかというのが、このフローの上の方からいきますが、まず一番上に「地震の発生」とあります。この地震の発生につきましては、実際の地震ではなくて、将来予測される地震をシミュレーションで発生させてみたということについて、どういった地震を発生させるかといいますのが、右上にあります「『確立論的地震動予測地図』の作成」、これは文部科学省の下にあります地震調査研究推進本部で、「確率論的地震動予測地図」、いわゆるどれくらいの揺れの大きさがどの程度の確率で発生するかというものを地図化したものが17年3月に公表されております。

その地震調査研究推進本部でその地図を作成するに当たって設定した考えられ得る震源モデルのデータ、これは 73 万震源モデルを使っているそうなんですが。

浅見専門委員 これは発生確率は。

中林保険計理官 それも織り込んでおります。

その震源モデルに使っているデータ、その下にいきますが、「今後発生する可能性のある地震」の大きさとか位置、震源形状、発生頻度等、そのデータを基に地震をシミュレーションで発生させまして、その被害の程度がどの程度あるのかというのが真ん中に戻ってきますが「地震の発生」の左側に「全国1Kmメッシュ(約40万地点)の位置(緯度、経度)」とありますが、日本全体を1キロごとのマス目状に刻みまして、その1Km四方ごと、1Kmメッシュごとに震源モデルのデータを使って、先ほどの3つの率、流失率、損壊率、焼失率をそれぞれ計算していく過程を取っております。

まず「地震の発生」の下の右の方なんですが、「各メッシュの震源からの最短距離計算」ですが、その1 K メッシュの地点が想定される 73 万のそれぞれの地震の震源地域からどれくらいの距離があって、その下、地表がどれくらい揺れるのかというデータに基づく計算式、こちらの方はいろんなところで、この予測地図を作成する際にも使われている計算式等に基づいて、どの程度の焼失、損壊率、揺れによる壊れがどの程度発生するのか。揺れ

によって発生する火災、地震火災がどれくらい発生するのかという率を出しております。 左に戻りまして。

浅見専門委員 例えば耐火性能だとか、耐震性能というのは、どのように織り込んでいるんですか。

中林保険計理官 この段階ではその率については織り込んでいなくて、日本全体としてどれくらいの被害が発生し得るのか。そこの率で加味しているのが、どういった建物があるのかというのが、住宅・土地統計調査等でありますが、それは5年に一度公表される調査統計資料でありますが、これに基づいて住宅がどれくらいあるのか、建物がどれくらいあるのかというものを基に率を計算することにしています。

津波の方ですが、こちらも地震源モデルデータを基に津波の高さをシミュレーションで 算出し、どの程度の流失率が発生するのかを計算しております。

これらの3つの率については、1 K m メッュごとに算出されて、それを各市町村に当てはまるメッシュを寄せ集めて罹災率を計算します。

罹災率を計算した上で、実際に予想支払保険金、先ほど被害額と申し上げたかもしれませんが、いわゆる保有している地震保険の中で幾らの支払保険金が発生し得るのかというのをここで計算します。

実際に保険料として算出するのは、今発生したのはすべて 73 万震源モデル、すべて今発生したものとして計算されていますから、それぞれの地震には発生頻度、100 年に一度であるとか、1万年に一度であるという発生頻度を基に、1年当たりどれくらいの支払保険金が発生するかというものを算出し、それに基づいて純保険料率を算出することになっております。これをベースに、全体平均の純保険料率を算出します。

実際にお客さんに適用される、いわゆる営業保険料につきましては、これに各保険会社が会社経営に必要な社費であるとか、損害調査費用に必要な費用等を加算して、地震保険の基準保険料を算出することとなります。

これでベースの保険料を出したところで、あとこれから先ほどおっしゃられました耐震性能等が認められるものについては、その平均からどれくらいの格差があるものかというのを、その後、計算で出していくことになります。

浅見専門委員 そこのフローというのはどうなっていますか。

中林保険計理官 そこのフローというは、実際の実績値、そちらの方は実績値なんですが、実績値に基づいて格差を計算するという仕組みなので、こちらにあるようなシミュレーションを発生させたフローではないので、実績値を算出した格差を見るということになっております。

浅見専門委員 実績値はどれくらい積み上がってきているんですか。そんなにしょっちゅう大きい地震はありませんよね。ですから、そんなに積み上がるものではないですね。

中林保険計理官 今出ている割引率の格差のベースとなっているのは、阪神・淡路大震 災のときのデータに基づいて算出されています。 そのときのデータとしては、全損戸数で10万戸あったと聞いております。

実際にその後の地震保険契約において、いわゆる建築の割引等が導入された後のデータにおいて、実際に耐震等級等が存在しているものについての被害件数は 100 件に満たない件数だと聞いております。導入されたのが 13 年ですが、13 年から 19 年 3 月までの間で 100 件に満たない程度の件数しかなかったと聞いております。

浅見専門委員 さほどないことは予想されるんですが、一方で上の方ではシミュレーションでやっているわけですね。例えば耐震等級の違いによる揺れによる損壊の確率みたいなものというのは、例えば建研などでシミュレーションというか、実際の実験等もしていると思うんですが、そういう成果というのはこういうところに全然入れないんですか。

中林保険計理官 この 2 、 3 年くらい、聞いた話によりますと、大きな震動装置を使った建物の倒壊実験等がなされていると聞いております。それについて、そのデータがいろんな構造別であったり、そういった蓄積がされてくれば、研究結果というのが検討の土台にのるのではないかと思いますが、まだそんなにそういった実験等もまだ数がなされていないやに聞いております。

浅見専門委員 どのくらい数が積み上がってくると、検討に値する数字になるんですか。 中林保険計理官 それは一概に。

浅見専門委員 待っていると、多分 30 年くらい待たないとだめだということになると、 次の大地震に間に合わないと思うんです。

馬場室長 冒頭御説明しましたように、統計確率的なデータの信頼性等々を勘案してモデルをつくっている損保料率算出機構の基本的な考え方の下で、現状このスキームが彼らとして、抽象的な言い方であれなんですが、もう少し御質問いただければと思うんですけれども、金融庁としてどのデータの蓄積になれば、安定性があるかという判断をまずしてからどうするという順番ではなくて、まず、専門的な団体である彼らがどのように判断するのか。それをもって、彼らとして意思決定して我々に持ってきた際に、それが合理的なり妥当であるかということを我々は見るということなものですから、我々金融庁が御質問のような点について、まず一義的な判断をするという専門的な機関でもないものですから、母数がどの程度になったらどうするのかという点については、まさに先ほど御説明したような件数の下であれば、それをそもそものシミュレーションモデルに生かすという判断に至っていないという前提での届出の適合性を審査しているということです。

浅見専門委員 今おっしゃったのは損害保険料算出機構の件ですね。この損害保険料算出機構というのは、今のスキームがベストであると考えておられるんでしょうか。それと も改善の余地があるんだけれどもと考えておられるんでしょうか。

馬場室長 それは損害保険料率算出機構に直接聞いて、それをどう考えておられるかというよりも、むしろそこで出してこられたこのシステムそのものが、我々の法令上の審査の目線から合理的、かつ妥当なものであるというプリンシプルベースの判断基準があるんですけれども、我々がそれをオーバーライドするほどの知見があれば、そこの判断の中で

機構に対してこうすべきではないのかという議論になり得るところではございますけれども、少なくともサンプル的に先ほど申し上げた状況の下で、それを勘案すべきかということを届出に対する我々の反応としてするという状況ではないということで、むしろ基準料率をつくることができる機構の考え方そのものをお伺いになるのであれば、直接彼らの判断、それは別に金融庁がその判断を是とするとかどうするとか代弁するという判断ではなくて、まさに専門的な確率論モデルを形成するに当たって妥当かどうかという、極めて学術的な皆様方との議論になるのかなというのが恐らく金融庁からのお答えになるのではないかと感じております。御質問の趣旨はよくわかります。

浅見専門委員 例えば基準料率に関して言うと、合理性と妥当性と、不当な差別になっていないかどうかという3つの観点から考えるということをおっしゃっていたんですが、 具体的に合理性というのは、どういう観点で御判断をされているんですか。

中林保険計理官 それにつきましては、先ほど申し上げた合理的かつ不当に差別的ではないというのは、損害保険料率団体に関する法律の8条にありまして、それをもう少しブレイクダウンした規定が内閣府令の5条で定められています。そこの中で合理的の根拠としまして、保険統計その他の基礎資料が、客観性があり精度の高い十分な量のものであるか。

算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものであるか。

妥当であるかということに関しては、保険契約を申し込もうとする者にとって、保険契約の締結が可能な水準であるか。

差別的ではないというものに関しては、基準料率に係る危険の区分、及び基準料率の水準が危険区分の実態的な危険の格差、並びに保険の引き受けに伴い生ずると見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されているかというのが基準になっております。

ですので、当局の方で算出機構から出された基準料率に対して、この基準に基づいて適 合性があるかどうかというものを審査しております。

浅見専門委員 多分、2つ目のあれですね。妥当性というのは、ばか高いような保険料になっているのをチェックすると。

中林保険計理官 妥当性はそうです。

浅見専門委員 1つ目はどちらかというと、技術的な面で間違っていないかどうか。

3つ目の部分については、危険の区分が正しいかどうか。適切がどうかですね。

最後の危険の区分の例でいきますと、私、手元に今資料がないんですけれども、たしか 都道府県別に分類されていたように思うんですが、違いましたか。

中林保険計理官 料率は都道府県別に等地と呼んでいますが、都道府県別に料率を算出して、それを全国4つのグループに分けて、4種類の保険料率を適用することとしております。

浅見専門委員 片やメッシュごとにわかるとおっしゃいましたね。そうすると、メッシュごとにわかっているものを、ある種クラスタリングにするとか何とかして、単純に都道

府県では分けるのではない、例えば土壌とか軟弱地盤によって当然違ってくるわけですから、そういうことでむしろ適切に分けた方がいいんじゃないかというふうに思うんです。

例えばそういうのが入っていなかったり、耐震等級の話は先ほどデータが少ないからという話もありましたけれども、これは私がバックデータを持っているというわけではございませんけれども、もう少し料率に差があって妥当なんではないかという気がするんですが、それは主として損壊とか焼失に関わるもので、津波というのは耐震性とは別の次元で被害がありますから、そっちの方が大きければ必ずしもそうならないかもしれないんですけれども、その辺りの科学性というか、合理性と言うか、その面がちょっと今の話と余り確認できないような感じがいたしましたので、それでお聞きしているんです。

中林保険計理官 1点目の県別の料率なんですが、料率の設定はおっしゃるような設定の仕方もあるのかもしれませんが、どういった区分、契約者にとって理解が得られやすい区分としてどういった区分があるのか。自治体ごとの区分という方が理解しやすいのではないか。必ずしも都道府県別でないと、いわゆる先ほどありましたような確率論的地震動予測地図、これは地震の発生頻度がどれくらいなのかという予測地図でありますが、それと全くかけ離れたような分布になるのであれば、それは必ずしも合理的ではないのかもしれませんが、そんなに離れた感じではなくて、似たような分布にもなるということ。

あと、実際に各都道府県における防災対策等については、やはり自治体ベース、都道府 県ベースで考えられているところ等があって、都道府県別に設定するということは、必ず しも合理的ではない。妥当ではないとは言えないのではないかというところで現状の都道 府県別料率というのを認めております。

実際に差がある。もう少し科学的にやればもう少し下がるのではないかという話もありますが、それは 2 点目のポイント、いわゆる高くなり過ぎないようにというところもあって、保険の購入可能性と言いますか、余り格差が大きくならない。高くなり過ぎないという観点でいくと、実際の実績格差よりも小さいところで抑えざるを得ないということも出てこざるを得ないんではないかと考えております。

浅見専門委員 恐らく今まで既に出している保険料率を変えないという前提でやろうとすると、変えられる差というのはほとんどないんであって、今のように1割とか2割とかになってしまうんだろうと思うんですが、本来の保険の在り方というのは、リスクに応じた格差を付けることで、実際自身の努力も促すような仕組み、これが本来の保険の在り方であって、それを促せないような保険というのは、変な意味でモラルハザードみたいなものも起こしかねないわけです。

勿論、こういうものというのは生命がかかりますから、単純に言い切れないところがあると思います。

本来はなるべく料率とリスクが連動していくような形でつくっていくべきなんです。ちょっと今の体系が余りにも一度決めた料率をなかなか上げられないという事情があって、 それに強く制約され過ぎているというのが私の率直な、根拠が明確にあるわけではないで すが、感想なんです。

中林保険計理官 上げられないというか、この 18 年の 5 月に料率改定を行っています。 その際、等地別に上がるところ、下がるところというのがあって、上がるところも出てき ております。ただ、上がり方を抑えたというのは事実です。

今回は実際の算出手法をそれ以前から変えています。それがこの 73 万震源というやり方なんですが、それ以前は別のやり方、過去の歴史地震を下にした、過去 500 年間、375 地震の歴史地震を基にした料率の出し方で、より合理的な危険度に応じた料率というやり方を今回導入しました。

その結果、ぐんと大きくなってくるところ、料率が上がるところが出てきてしまいました。

というところにあって、果たして次回の料率改定のときにはどうなのかというのは、今のところは予断を許さないところはあるかもしれませんが、必ずしも上げは絶対だめということではないと理解しております。

浅見専門委員 まだ、少しずつは改善の余地があるということですか。

馬場室長 数字的に申し上げておきますと、今回の抜本的なモデルチェンジによって、 全国平均で 7.7 %の全体としての料率水準の引き下げになっているというモデルチェン ジ、よりリスク適用のプライシングはどうなんだということをやっている。

その中でいるいる都道府県別、また構造別の変化がある中で、引き下げと上げが、全体として 7.7 のマイナスなんですけれども、引き下げは最大 63% の引き下げというのもありますし、引き上げについては、先ほど来議論させていただいております普及なり、その妥当なり、激変を緩和するという観点から最大 30% とマイナス 63% の散らばりの中で、トータルとして 7.7 % マイナスと。そういう、よりリスクに適合した制度に大きく変わっているということ自体は、是非ベースとして御理解していただきたいと思っています。

浅見専門委員 料率については、新規契約と今までの契約というものの差は実質的に付いているわけですか。条件が同じだった場合に、付けないようにしているんですか。

例えば 2 年前に契約をした方と、全く同じような状況の下で、今年契約しようとする方で料率というのは変わるんですか、同じなんですか。

中林保険計理官 同じ日に契約を開始されるものであれば料率は同じです。

浅見専門委員 昔約束したものを変えるのは難しいというのは私もよくわかるんですけれども、例えば新規契約からはよりリスクと料率とがうまくマッチしたような形にしたものを商品として出していくというのは、別におかしい話ではないですし、消費者も納得すればそれで入ると思うんですが、そういうことはできないんですか。

馬場室長 新規契約からというのは、もともと火災保険に自動に附帯するかどうかという前提になっているものですから、火災保険を1年契約にしている契約に地震のカバーを付けている場合であれば毎年毎年保険料は洗いがえされていくという仕掛けですし、長期の36年物とかの住宅ローンに附帯するものに地震保険が附帯した場合には、当然最初のプ

ライシングのときに、火災保険そのものもそういうリスクの評価ですし、その上にのっている。そこを地震のところだけ契約をという、そこまではなかなか民間保険上の仕組みとしても。

浅見専門委員 全くまっさらの新規契約からは新しい料率体系を適用するとか、それはできないんですか。今まで地震保険に入っていて、更新のときに新しい料率にするというのは消費者の方がなかなか納得しない可能性があるわけです。

そうじゃなくて、全く新規に、今日新築で建てたと。今日から火災保険を検討するという。

馬場室長 そういう議論からすると、毎年1年間で火災保険で、そこに附帯している地震が毎年毎年更新されて、今年の11月1日になる人と、今はまっさらで11月1日に火災の上に地震をのせて入る人というのは、当然同じ条件でないと保険商品上は公平感がないですね。

今おっしゃっているのは、そうじゃなくて、過去から引きずっている人よりは、全く白地に新しく保険に入った際の料率をより、リスク適合的ですから、上がるか下がるかどちらの方向もあり得ますけれども、より精緻化しるという御議論だと思いますけれども、そこはまさに契約の切れ目の問題ですけれども、更新という契約ではなくて、1年の期限付きの契約を毎年毎年入っていっているという仕掛けが基本的に火災保険なり地震保険の単年度契約の基本的な仕組みなものですから、そこは継続しているという発想ではなくて、新規に1年の契約に入り直しているというのが実態です。

浅見専門委員 今までにそういうときに料率が変更されたというケースはあるんですか。 中林保険計理官 前回のは平成 13 年、その前が平成 8 年という形で変更されてきており ます。

浅見専門委員 そうすると、むしろ公平の原則を通して、新規であろうが、継続というよりも、毎年改変のものであろうが、同じ。

馬場室長 契約法上は契約に新たに入るということで同じ条件になります。

浅見専門委員 同じものとして扱えるということですね。そうすると激変緩和措置は必要なのかもしれませんけれども、変えていくことはできるということですね。もし不合理な点があればね。

馬場室長 当然そこは今までの体系ではなく、大きく今回は全体のフローで御説明したような確率論的なモデルに過去の実績モデルから転換したということですから、過去の実績モデルの中でも5年ごとに料率の見直し、適正化ですね。よりリスクに適正な配分になっているかどうかということの調整はしてきている、大きな枠組みの中ではですね。

浅見専門委員 観点を変えてお聞きしたいんですが、等級がございますね。その等級に応じて実際に加入する加入率というのは、等級が高い方が加入率が高いとか、低い方が高いとか、その辺りの傾向というのは何かあるんですか。

中林保険計理官 実際に等級ごとの加入率は余り差がないと聞いています。実際に診断

を受けた契約が加入される率というのはまだまだ少ないと聞いております。

浅見専門委員 つまり等級が判明している数が少ないということですか。

中林保険計理官 等級を持って来るお客さんというのは、基本的に 2 等級、 3 等級、いわゆる 2 割引き、 3 割引きできるわけです。いわゆる 1 割引きの方というのは、56 年以降の建物であれば、わざわざ等級の申請書を出さなくても、56 年以降の建築だという申請だけで 10%割引きがききますから、 2 割、 3 割引ける方がどれだけいるかというと、まだ数が少ない。その 2 割と 3 割とどっちが多いんだというほどまだデータ量はないとは聞いております。

浅見専門委員 例えば2割、3割の実際に建てられている数と実際に加入している率が、 例えば1割の方と比較してどうというのは何かないんですか。

中林保険計理官 そこまではこちらの方では把握は、実際どれくらい竣工されているのかというデータは私どもではわかりません。

浅見専門委員 それは国土交通省の方に問い合わせればわかるわけですね。

実際に保険のカバーしている金額というのは、限度がありましたね。

中林保険計理官 実際の保険価格の 30~50% という形になっておりまして、これは地震 保険に関する法律で定められた範囲です。

浅見専門委員 これは構造を問わずすべて同じですか。

中林保険計理官 引受限度額という形で定められています。

浅見専門委員 それは実際に国庫として財政的にどこまでもつかというシミュレーションか何かされて数字を決めているんですか。

中林保険計理官 だとは思いますが、何分所管は財務省の方になりますので、地震保険に関する法律は財務省になりまして、そこで上限は幾らであるとか、全壊のときなどどの程度の被害があったら幾ら払いましょうという保証の基本的な枠組みはすべてその法律で定まっています。その中で財務省の方が再保険の引き受けをやっていると聞いています。

馬場室長 その料率をどうつくるかということを、専門団体がつくっていいよという法律の仕掛けがあって、そこにコネクティングをして、そのつくった料率が妥当かどうかを金融庁がチェックして、パブリック・コメント的な要素で世に異議を申立てる機会をつくりながら最終的にセットしていくというスキームで、全体の再保険を含めた地震保険のスキームを前提として、料率の部分の設計を料率団体がすることをチェックするという意味で金融庁は見ている。

浅見専門委員 今回新しい料率にするときのパブリック・コメントというのは金融庁の 方がやられたわけですか。

中林保険計理官 今パブリック・コメントと申し上げましたが、異議申立と言いまして、 届出があった際には、機構が公告を行うと。公告を行った上で異議申立期間を設ける。実際に当局が認可した後についても、今度は当局が公告をした上で異議申立期間を設けるということです。 馬場室長 まさに法令上の仕組みで、基準料率というものを一律に決める際に利害関係人と申しましても、保険契約書、被保険者、その他将来契約者になる方とか、先ほどのエリア割で割を食う人とかいろんな方があり得るわけで、そこで困るということは言える機会が2回ある。意見を聴取するというよりも、直接の利害関係としてそれでは困ると。

浅見専門委員 先ほどのメッシュごとにどうなっているかという計算結果というのは公 表されているんですか。

中林保険計理官 されていません。メッシュごとの結果は公表されてはいません。

浅見専門委員 それは公表できないんですか。しようと思えばできるんですか。単にしていないというだけですか。それとも何かできないんですか。

馬場室長 まさに損害保険料率算出機構の確率論的なモデルの真髄のところ、こういう言い方は恐縮ですけれども、彼ら自身の確率分析上の成果物として世に示し得るものかどうかは彼ら自身が判断すべき問題だと。金融庁としてそれを開示しろとか、開示に適切ではないという問題ではないという感じがしております。

確率論的地震動予測地図の震源モデルのシミュレーションでどういうふうにメッシュになるのかというのは、まさに国の推進本部のところでなにがしかの知見が世には当然出ているんだろうとは認識しています。

浅見専門委員 この予測地図の方ですね。それはそうなんでしょうけれども、実際にダ イレクトにきくかもしれないものというのは、実はメッシュごとの計算の結果ですね。

馬場室長 料率計算上の問題としてはおっしゃるとおりです。

浅見専門委員 それが公表できるかどうかの判断というのは、結局機構の方が担っているということですね。

馬場室長 そうです。

浅見専門委員 だから、機構がOKということであれば出せると。

馬場室長 出せるというか、それは機構が出すということです。

浅見専門委員 勿論そういうことですね。

馬場室長 もう一度言っておきますと、金融庁として出すべきだとか、出さないべきだというよりは、むしろある一定のモデルから、まさに個々の保険会社で言うと、保険料率計算基礎を世に公表するかどうかということになるわけです。だから、常識的に言うと、先ほどの言い方よりは、金融庁の立場からすると、金融庁が開示するべきものではないと強く言える話なんですけれども、少なくとも基準ルールとしてつくる場合については、機構が自ら判断すべきだと金融庁はニュートラルな立場です。

浅見専門委員 つまりもうちょっといいグルーピングがあるんじゃないかと思っているんです。そういうような研究というのはなさらないんですか。

馬場室長 正式な場でこういう言い方をするとあれですけれども、先生として、科学的と言うか、そういうモデル設計上の知見として問題意識をお持ちであれば、金融庁の立場からすると、機構とそういう議論をしていただくことによって、機構がどういう反応をす

るのかということを、我々としてむしろ知りたい。若干言い過ぎのような気がしますけれ ども、私の立場としてそういう感じがします。

ただ、金融庁にそこを判断しろと言われても、もうおわかりいただけるように、我々は 限界があります。

浅見専門委員 1つには、データ的にも持っておられないんですか。

馬場室長 そうです。機構が必ずこのものをつくらないといけないという法律の仕掛けになっているわけではなくて、地震に関する法律の地震保険をつくることができるという 仕組みで、機構みずからがつくるべきという判断の下でつくっている料率なんで、金融庁 として必ずつくれという筋合いのものでもないんです。

浅見専門委員 実際にほかの団体はつくれる状況にないわけです。

馬場室長 そうですね。ほかの団体はつくれる状況にはないでしょうね。

浅見専門委員 そうすると、それか妥当であるかどうかというのは、結局、その団体の中でしか判断できないということになってしまったわけですね。

馬場室長 プロセスまで解明した上で、個々の計算の可能性はどうかという構造には実 態としてなっております。

少なくともどういう計算をしたのかというのを、機構自らが世に対して計算手法を説明することを行わないということではないと思っていますので、むしろ機構に対して開示要求というか、機構が行政機関の一翼だからというのかどうかよくわかりませんけれども、一般的な対話の中でいろいろ影響力を行使していただくということは、我々にとっては悪い話ではないと思っています。なぜ出せないのという素朴なところから会話していただくということは。

また、こういう言い方をすると、承って我々からつなぐという筋合いのものでもないんですということはおわかりいただきたいんです。

浅見専門委員 お願いする場合はこちらからお願いするということですね。わかりました。

福井主査 それでは、どうも長時間ありがとうございました。

以上